

# 円卓会議準備委員会報告書

安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任  
に関する円卓会議の開催について

平成20年6月  
円卓会議準備委員会

## 目 次

はじめに	3
1.安全・安心で持続可能な未来に向けて	4
(1)多様な主体の役割の必要性	
(2)参加と協働に基づく新たな“公”の枠組み	
2.円卓会議の開催	5
(1)「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」の策定	
(2)円卓会議への参加	
(3)政府の関わり	
関係府省庁の横断的な連携	
円卓会議で取り扱う政府の取組	
政府が示す目指すべき社会像や戦略との関係	
(4)国際社会や地域社会との関わり	
国際社会との関わり	
地域社会との関わり	
3.円卓会議の機構・運営	8
(1)円卓会議の機構	
総会，部会，ワーキンググループ，運営委員会	
事務局機能について	
(2)円卓会議の構成及び選出方法	
総会，部会，運営委員会	
ワーキンググループ	
(3)議事運営のあり方	
意思決定の方法	
意思決定にあたっての原則	
その他の議事ルール	
会議の公開等	

<b>4 . 円卓会議の発足までの準備</b>	12
( 1 ) 審議事項及び審議体制についての議論	
平成 22 年まで	
平成 22 年以降	
( 2 ) 周知活動等	
各グループ	
政府	
<b>5 . おわりに</b>	14
<b>別添 : 安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議運営要領案</b>	15
<b>開催実績等</b>	19
<b>委員等名簿</b>	20

## はじめに

安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議準備委員会（円卓会議準備委員会）は、第21次国民生活審議会第6回総合企画部会において確認された方針に従い、円卓会議の運営のあり方の詳細について具体的な検討を行うため、内閣府国民生活局長が開催するものである。

本委員会は、平成20年5月16日の発足以降3回にわたる審議において、「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」（平成20年4月3日国民生活審議会意見）等にて示された円卓会議に関する基本的な考え方を確認するとともに、ステークホルダーの側から見てあるべき円卓会議の運営のあり方について、詳細な検討を行ってきた。本報告書は、これまでの審議を踏まえ、国民生活審議会に必要な提案を行うことを目的として、平成20年6月に取りまとめを行ったものである。

今後、国民生活審議会において、本報告書を踏まえ、円卓会議のあり方について最終的な取りまとめを行うとともに、政府は、その後できる限り早い時期に円卓会議を発足させることを期待する。

## 1. 安全・安心で持続可能な未来に向けて

### (1) 多様な主体の役割の必要性

1990年代以降、急速なグローバル化や技術革新は世界経済に多大な恩恵をもたらしてきたが、その一方で、環境問題や貧困問題など、地球や人類の持続可能性への脅威が深刻化している。また国内では、情報化や少子高齢化の進行が就業形態や消費生活の多様化・複雑化を招き、市民の安全・安心を脅かす新たな種類の課題をもたらしている。

こうした課題の多くに共通する重要な特質は、その解決のために、社会を構成する多様な主体（ステークホルダー）の取組を必要としていることである。すなわち、企業やNPO・NGOなど、政府以外の多様な主体が、安全・安心で持続可能な社会の実現に向けそれぞれの役割を果たすことが不可欠となっている。もちろん、こうした社会の実現に法令は欠くことができない存在であり、引き続き適切な整備を図るべきことは言うまでもないが、それだけでは決して解決できない課題も増大している。特に最近では、食糧問題や資源問題に象徴されるように、地球規模の課題と日々の暮らしの連関はかつてないほど増大しており、持続可能な発展に向けた我が国の経済社会の在り様、そして一人ひとりの地球市民としての自覚と行動が問われている。

中でも特に大きな役割を担っているのが、企業や行政などの“組織”である。組織の社会的責任についての関心は、今日、まさに世界規模で高まっている。その大きな特徴は、社会的責任を市場経済の見直しへの動きとして論じるだけでなく、政府と市場、そして市民社会の関係を再構築する試みとして捉える動きが現れていることである。例えば、社会的責任投資（SRI）やラベリングといった実践的手段を活用して、市場の内側から人々の投資や消費行動の変容を促す活動が展開されているほか、企業側も積極的にステークホルダーとの対話や連携を模索し、よき企業市民として社会に参画するとともに、環境・社会分野での技術革新を競争力の糧としている。さらに一部の先進国や国際機関では、企業活動を社会や環境面からも評価する市場の動きに対応し、各種の制度環境の整備を始めている。そこでは、政府と市場と市民社会がそれぞれの機能を果たしながら、総体として社会的課題を解決していく新たな経済社会システムが模索されている。

### (2) 参加と協働に基づく新たな“公”の枠組み

多様な主体がそれぞれの役割を果たす上での鍵となるのは、これらの主体の“協働”である。例えば、企業が環境や働く人を大切にしたいモノづくりをするにしても、消費者・生活者が日々の暮らしを見直し、当該製品を積極的に購入する動きが生まれなければ、企業に持続的な取組を期待することはできない。一方、

企業の取組に関する情報を誰でも容易に得られる環境が整うとともに、新しいライフスタイルを普及する NPO・NGO や消費者団体などの活動がなければ、一人ひとりの行動も大きな動きには繋がらない。安全・安心で持続可能な未来を実現するためには、多様な主体がそれぞれの視点や取組を持ち寄り、お互いの強みを活かし、弱みを補完し合いながら、それぞれが役割を發揮しやすい環境を作っていく必要がある。特に、組織の社会的責任の取組を促進するためには、組織を取り巻く地域や分野ごとのネットワーク、さらには国や国際レベルの主体が重層的にこれを支え、社会全体として、組織にインセンティブを付与する環境を整備することが不可欠である。

また、こうした協働の大前提となるのが、一連のプロセスへの当事者の“参加”である。どのような社会を目指すのか、具体的にどのような協働があり得るのか、何が阻害要因か、短期的な負担はあるか・・・、協働の当事者が議論の全てのプロセスに参加し、共通の認識を築くとともに、解決に向けた責任主体として行動に加わることが不可欠である。

今後、我が国において、多様な主体が役割を發揮し、ともに安全・安心で持続可能な未来を実現していくためには、従来の政府主体の公共政策のあり方とは全く異なる枠組み、参加と協働に基づく新たな“公”の枠組みを構築していく必要がある。

## 2 . 円卓会議の開催

そこで政府は、広範な主体が対話を通じて情報や認識を共有し、協働して自ら解決に当たる、新たな社会的合意形成や取組促進の枠組み（マルチステークホルダー・プロセス）を導入するべきである。具体的には、平成 20 年のできる限り早い時期に、広範な主体の代表が参加した「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」を開催する。

円卓会議は、（ ）我が国が目指すべき安全・安心で持続可能な社会の姿を広範な主体で共有し、その実現に向けた協働を推進するとともに、（ ）社会的責任について積極的な取組を行っている組織が、消費者による商品選択や投資家による投資先の選択、求職者による就職先の選択等を通じて、ステークホルダーに正當に評価されるような好循環を作り出すための環境整備を総合的かつ戦略的に推進する。

### (1) 「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」の策定

円卓会議は、上述の目的を達成する手段として、目指すべき社会像、各主体の協働のあり方とそれぞれの役割、政府への政策提言を含む「安全・安心で持続可

能な未来への協働戦略」として取りまとめる。最初の協働戦略の策定は、概ね平成 22 年までに行うこととする。ただし、段階的に中間取りまとめを行うとともに、緊急性の高い課題については取りまとめを待たずに順次取組に着手する。また、PDCA の観点から、定期的に進捗状況の把握を行い、その後の戦略に活用していく。

協働戦略には、以下の要素を含むことが期待される。

**) 目指すべき社会像**

目指すべき安全・安心で持続可能な社会の姿とそこに至る道筋

**) 分野別重点課題**

例えば持続可能な国民生活や地域社会のあり方など、の実現に向けた具体的な社会的課題について、組織の社会的責任の取組促進のあり方、各主体の協働のあり方やそれぞれが果たすべき役割、各主体が役割を果たす上で直面する問題を克服するための方策

**) 横断的課題**

一般の消費者・労働者・投資家の関心を高めるための普及啓発活動のあり方、持続可能な発展を支える人材の育成・交流や調査研究の促進など、関連する各主体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）の支援に向けた方策、社会的責任投資（ないし責任投資）や社会的責任調達の促進策など横断的な市場環境の整備策など

**( 2 ) 円卓会議への参加**

政府の既存の審議会等の多くは、政府任命の学識経験者等によって構成され、政府からの諮問等に応じて政府の施策を中心に審議を行うのに対し、円卓会議は、原則として各主体が自ら選んだ委員によって構成され、各主体が自らイニシアティブをもって取り組む活動について議論を行う。

各主体のグループから選出された委員は、他の主体との対話を通じて、協働に向けた自らの役割について認識を深め、お互いに自らの取組の方針を表明しあう。また、委員には、円卓会議と各グループとの意思疎通の媒介者として、グループ内の意見を把握し、これを前提として円卓会議で発言を行うとともに、円卓会議での議論についてグループ内の広範な主体への説明や啓発に努めるほか、必要に応じ各主体を説得し、協力を求めることが期待される。

**( 3 ) 政府の関わり**

通常の審議会等と異なり、円卓会議において政府は、他の主体とともに一角を占める参加者の一つに位置付けられる。ただし、政府は、円卓会議の設置主体であるとともに、自ら社会的責任に取り組む事業主体でもあり、さらに他の主体の自主的な取組を促進する施策の実施主体、持続可能な発展に向けた国家戦略の策

定主体であるなど、非常に多くの側面を有する。そこで、政府の円卓会議への関わりについては以下のように整理する。

### **関係府省庁の横断的な連携**

政府は関係府省庁間の横断的な連携の下に円卓会議を開催する。また、社会的責任に関する政府の取組は、これまで府省庁ごとに別個に行われることが多かったが、円卓会議の開催を機に関係府省庁間の横断的な連携と内外に向けた一元的な情報発信を推進する。

### **円卓会議で取り扱う政府の取組**

円卓会議で取り扱う政府の取組は、事業主体としての行政機関の社会的責任のあり方、政府以外の主体の自主的な取組を促進する施策、政府以外の主体の自主的な取組の阻害要因になっている施策等を中心とし、特に施策に関しては政府に必要な提言を行うこととする。政府は、自らの社会的責任に率先して取り組むことが期待されるほか、円卓会議の提言を参考に、戦略的に施策を実施する。

### **政府が示す目指すべき社会像や戦略との関係**

円卓会議での議論の前提として、国として目指すべき持続可能な社会の姿を参加主体で共有することが不可欠である。しかし、持続可能な発展に関する戦略について、狭い範囲での環境面を中心に議論されることが多く、エネルギー、食料、人口、教育、労働、人権、交通、コミュニティなど、環境と社会と経済を包括的に取り扱った議論が十分なされていない。もちろん、政府には持続可能な発展と関連の深い行政計画等が存在し、審議会等における議論を経て、目指すべき社会像や各主体に期待される役割についても記載がなされている。しかしながら、諸外国の持続可能な発展戦略に比べると部分的であるとともに、本格的なマルチステークホルダー・プロセスによる共有が図られていない。そこで、円卓会議では、各府省庁の既存の行政計画等を尊重しつつ、必要な部分を補完しながら、目指すべき社会の姿についてより包括的なビジョンを審議・共有する。

一方で、近年、食糧問題や資源問題など地球規模の課題と我が国経済社会のそれとの連関はかつてないほどに増幅しており、1990年代以降の国際社会の要請に加え、今改めて、持続可能な発展という観点から国としての戦略を総合的に問い直す必要性が高まっている。そこで、の施策以外にも含んだ持続可能な発展に関するより一般的な上位戦略については、円卓会議の審議内容やマルチステークホルダー・プロセスとしての経験を踏まえ、その要否やあるべき策定体制について、必要に応じて、協働戦略の策定時に提言を行う。



#### (4) 国際社会や地域社会との関わり

持続可能な発展や社会的責任の問題は、極めてグローバルな課題であると同時に、多くの場合、地域における取組こそが解決の要となることを踏まえ、以下に留意する。

##### 国際社会との関わり

必要に応じて、オブザーバーとして国際機関や各国の産業団体、労働組合、市民団体等の参加を求めるなど、企業のグローバルな活動を踏まえた国際的な観点から議論を深めるとともに、我が国の取組を国際社会に向け発信する。また、協働戦略の策定にあたっては、諸外国における同様の実践を十分に参考にするとともに、アジア諸国における各主体の取組の公共財的な基盤となる知識の蓄積や人材の育成など、国際社会への積極的な働きかけも視野に入れた検討が期待される。

##### 地域社会との関わり

各地域で既実践されているマルチステークホルダーによる取組との交流や連携を図るとともに、積極的な広報活動を通じて円卓会議での議論を周知し、マルチステークホルダーによる対話の場が未整備な地域にも取組を促す。

### 3. 円卓会議の機構・運営

円卓会議の機構は、積極的な参加と専門的な審議に基づき、各主体間の高次のコンセンサス形成を支える体制とするべきである。また、各主体の参加の実効性を高めるためには、運営はできる限り各主体が共同で担う形にするべきである。

#### (1) 円卓会議の機構

##### 総会、部会、ワーキンググループ、運営委員会

円卓会議は、総会、部会及び運営委員会によって構成される。各機構の権能等の概要は以下の通り。

##### ) 総会

総会は、各主体間の高次のコンセンサス形成の中枢を担う。具体的には、円卓会議における審議事項の大枠を決定するとともに、緊急に対応すべき取組並びに協働戦略について審議を行い、円卓会議としての合意形成を行う。また、審議事項に応じ、専門的な検討を行うため、部会の設置を行う。

### ）部会

部会は、総会が示す方針に従って、実質的な審議を行う。具体的には、総会で決定された審議事項の大枠に従って、緊急に対応すべき取組並びに協働戦略について、専門的な審議を行い、部会としての議決を行う。また、審議事項に応じ、専門的な検討を行うため、ワーキンググループの設置を行う。

### ）ワーキンググループ

ワーキンググループは、部会が示す方針に従って、専門的な審議を行う。

### ）運営委員会

運営委員会は、円卓会議の審議事項の立案及び各グループ内の広範な主体への働きかけや意見集約の支援を担う。具体的には、総会及び部会に対して、総会開催時や部会開催時に、審議事項の案の提示を行う。また、運営委員会の各委員は、総会や部会の委員が各グループ内の広範な主体への働きかけや意見集約を行うにあたり、必要に応じてこれを支援する。

## 事務局機能について

各主体が実質的な運営を担うためには、取りまとめ文書の案文作成を含め、各会議の企画・運営など事務局機能の一部を各主体が共同で担うことが求められる。そこで、そのための体制のあり方については、円卓会議を開催する中で、運営委員会において議論し、必要に応じて試行していくことが適当である。

当面は、30人程度で年数回開催の運営委員会が 〃の権能を中心に担うとともに、必要に応じて、数人程度の幹事の選出等により、機動的な検討体制の整備を図ることとする。なお、将来的に円卓会議が軌道に乗り、部会やワーキンググループの開催頻度が高まった段階で、常任の共同事務局の是非についても検討する。

## （２）円卓会議の構成及び選出方法

### 総会、部会、運営委員会

総会、部会、運営委員会は、原則として、事業者団体、消費者団体、労働組合、金融セクター、NPO・NGO、専門家、行政から構成する。ただし、部会については、審議事項に鑑みて必要な場合、上記以外の分類を設定する。また、上記の原則的な分類についても、選出方法も含め、総会での合意により見直すことができるものとする。

### ）事業者団体、消費者団体、労働組合、NPO・NGO などについて

事業者団体、消費者団体、労働組合、NPO・NGO 及び部会に関し設定される新たなグループの委員については、各グループから推薦を受けるなどした候補者を政府が委嘱する。各グループに属する団体及び個人は、グループ

の状況に応じ、透明で開かれた公正な過程を経て委員候補を選出するよう努める。なお、委員候補の選出のための体制が十分に整備されていないグループについては、当該グループについて高い知見を有する者を、運営委員会の意見も踏まえ政府が選出する。

#### ）金融セクターについて

金融セクターは、社会的責任投資（ないし責任投資）の促進策など社会的責任に関連した市場環境整備のあり方について、投資家や金融実務の見地から見解を述べるとともに、市場環境整備に向けた自らの役割についても議論を行うことが期待される。金融セクター委員についても、選出方法については上記グループに準じる。

#### ）専門家について

専門家は、当該専門の事項についての学識若しくは実務の見地から見解を述べるほか、円卓会議の審議における主体間の対話を補助するとともに、人材の育成・交流や調査研究の促進など、持続可能な発展や社会的責任の取組を支える環境整備に向けた自らの役割についても議論を行うことが期待される。専門家委員については、当該専門の事項に関し学識経験若しくは実務経験のある者のうちから、運営委員会の意見も踏まえ政府が選出する。

#### ）行政について

行政委員については、関係行政機関（地方公共団体を含む）の長又は職員のうち政府が定める者をもって充てる。なお、政府の関わりの整理については、前出の整理に従う。

### ワーキンググループ

ワーキンググループについては、審議事項に応じ、相応しい候補者を運営委員会が選出し、部会長が指名する。運営委員会は、必要と認められる場合には、課題解決に向け自ら取組を行う者であることを前提として、団体若しくは個人から候補者を公募することができる。

## （3）議事運営のあり方

### 意思決定の方法

#### ）円卓会議の機構・運営に関する意思決定

審議事項の決定や部会の設置など、円卓会議全体の機構や運営に関する事項は、可能な限り全員一致を目指すものとする。

#### ）協働戦略に関する意思決定

政府以外の各主体の役割については、各グループ内の様々なアクターや参

加者自身の自主的な行動を前提としているため、多数決等による強制を行うことは想定されない。一方、政府に対する政策提言については、可能な限り全員一致が目指すものとするが、不可能である場合、両論併記等の形によって、多様な意見の分布状況を示すこととする。

### **意思決定にあたっての原則**

審議事項の決定並びにその他の意思決定において必要がある場合、以下を尊重することとする。

- ・各主体が単独では解決できない課題や、協働によってより大きな成果を得ることができる課題を扱うこと。
- ・個別の社会的課題を取り扱う際には、関係者の合意と参加を得ること。
- ・将来世代の利益を可能な限り尊重すること。
- ・個々の組織の多様性並びに地域や分野ごとの取組を尊重し、補完的な役割や基盤整備に徹すること。

### **その他の議事ルール**

議事の円滑な進行や建設的な議論を確保するため、議事にあたっては以下を尊重することとする。

- ・審議にあたっては、社会的責任の定義や対象分野に関する国際的な議論の動向との整合性を確保するよう努める。
- ・審議を深めるために委員で事例を共有する場合を除き、事件や事故に対する個別組織の具体的対応を取り上げ、これを批判することはしない。審議を深めるために具体的な事例を取り上げる場合も、議事を非公開とするなど、円卓会議での議論を通じて個別組織が社会の批判を受けることのないよう慎重な対応を行う。
- ・意見が対立した場合、それぞれ理由を明示するとともに、受け入れ得る代替案を提示するなど、建設的な議論に向けた誠実な対応を行う。また、建設的な批判を除き、特定の団体や個人に対する誹謗中傷は避ける。そのような発言があった場合、当該発言は議事に残さない。

### **会議の公開等**

会議は原則として公開とする。また、インターネット等を通じて広く意見を公募するものとする。

## 4 . 円卓会議の発足までの準備

### ( 1 ) 審議事項及び審議体制についての議論

円卓会議の審議事項及び審議体制については、以下叩き台として、円卓会議の発足までに各グループで議論を行い、さらに運営委員会において詳細の議論を深めることとする。

#### 平成 22 年まで

円卓会議の発足以降、平成 21 年半ば頃までは、協働戦略の基本的な枠組み及び目指すべき社会像について審議を行う。その後は、協働戦略の基本的な枠組みを踏まえ、分野別重点課題や横断的課題を含む戦略の具体化を図るとともに、目指すべき社会像について引き続き検討を行い、平成 22 年内を目途に第一次協働戦略を策定する。それぞれの段階で専門的な部会を設置し、これを中心に審議を進めるとともに、特に集中的な審議を要する事項については、必要に応じてワーキンググループを設置して検討を深める。

#### 平成 22 年以降

定期的に第一次協働戦略の進捗状況の把握を行うとともに、それまでの審議経過を踏まえ、以降の円卓会議の審議体制や第二次協働戦略の策定予定等について検討を加える。

### ( 2 ) 周知活動等

円卓会議の成否は、どれだけ広範な人々が関心を持ち、直接・間接に議論に参加するかにかかっている。委員がいかにか高い意識を持って議論を行ったとしても、個々の事業者団体、消費者団体、労働組合、NPO・NGO、ひいては一般の企業や労働者、消費者、投資家が関心を持たなければ、議論の実効性は低下する。また、円卓会議は、政府にとっても政府以外の主体にとっても初めての試みであり、長期的な戦略を持って、主体間で時間をかけて取組を積み重ねていくことが何よりも重要である。

以上を踏まえ、円卓会議の発足にいたるまでの間、各主体はそれぞれ所要の準備を進めるべきである。なお、当委員会は、必要に応じて適時参集し、各グループの状況報告や合同で行う周知活動の企画・実施などを行うものとする。

#### 各グループ

各グループは、円卓会議の発足までに、グループ内の各層の関心を喚起し、議論への参加を呼びかける。また、円卓会議発足までの日程を踏まえながら、審議事項についての検討や、ネットワーク化などの体制整備並びに委員候補の選出を進める。

## 政府

政府は、国民生活審議会の取りまとめや各グループの委員候補選出の状況等を踏まえ、平成 20 年内のできるだけ早い時期に円卓会議を開催する。その際、円卓会議が一定程度の継続性を担保できるような設置根拠のあり方を検討すべきである。また、運営要領については、設置根拠の形式に応じて、別添案を参考に策定することが適当である。さらに、関係府省庁間の横断的連携の下に円卓会議を開催するため、円卓会議への関わりや行政機関自身の社会的責任のあり方等について検討する「社会的責任関係省庁連絡会議（仮称）」を設置する。

## 5 . おわりに

我が国では、伝統的に行政が“公”の担い手として存在し、市民は専ら公共サービスの受け手として、あるいは規制によって保護される存在として捉えられてきた。90年代以降、規制改革等を通じて社会的課題に対する市場の影響力は強まったが、背後で市場規律を支えるべき市民社会は、様々な基盤の欠如から十分な広がりを持っていない。

今後、我が国が持続可能な発展に貢献していくためには、健全で成熟した市民社会の存在が不可欠である。企業や行政に対して冷静で厳しい眼を向けるとともに、協働・連携して持続可能な発展のためのコストを共有する、そうした市民社会の存在がなければ、社会的課題に対する産業の対応力は弱まり、我が国の競争力を減じる可能性さえある。

もちろん、市民社会の力強い胎動は我が国でも脈々と受け継がれてきている。その存在は円卓会議の前提であり、また、その成長を促すことは円卓会議の極めて重要な目的の一つでもある。円卓会議を通じ、持続可能な発展を支える人材や組織が学び育まれる環境を積極的に整備すべきである。

さらに、円卓会議を通じて我々が真に果たすべきは、未来に向けての責任である。まさに持続可能な発展の理念が謳うように、我々は我々自身の利益に配慮しつつも、決して将来世代の可能性を脅かしてはならない。我々自身のためにも、そして将来世代のためにも、社会を構成する全ての主体が、それぞれ果たすべき役割を見つめ直し、短期的な負担や利害を超え、より大きな枠組み作りに向けて協働することが強く求められている。そのことを通じてはじめて、我々は国際的にも信頼され、将来世代に誇れる新しい日本を築き上げることができるのである。

## 安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議 運営要領案

本運営要領案は、円卓会議の運営に必要な基本的な考え方を反映させる形で、円卓会議準備委員会が試案的に作成したものである。実際の運営要領については、政府が、円卓会議の設置根拠の形式に応じて、本案を参考に策定することが適当である。

### ．定義

- 1．本文書において、「規定」とは、国民生活審議会の取りまとめを受けて、円卓会議の運営に関する基本事項について政府が定める規定を指す。
- 2．本文書において、「グループ」とは、事業者団体、消費者団体、労働組合、金融セクター、NPO・NGO、専門家、行政など、各主体（ステークホルダー）に分類される団体及び個人の集合体を指す。

### ．委員等

- 1．事業者団体委員，消費者団体委員，労働組合委員，NPO・NGO 委員等

- 1．事業者団体委員，消費者団体委員，労働組合委員，NPO・NGO 委員及び部会に関し設定される新たなグループの委員は，それぞれ事業者団体，消費者団体，労働組合，NPO・NGO，新たなグループの各グループから推薦を受けるなどした候補者を政府が委嘱する。各グループに属する団体及び個人は，各グループの状況に応じ，透明で開かれた公正な過程を経て委員候補を選出するよう努める。
- 2．各グループのうち，委員候補の選出のための体制が十分に整備されていないグループについては，当該グループについて高い知見を有する者を，運営委員会の意見も踏まえ政府が委嘱する。
- 3．委員は，円卓会議と各グループとの意思疎通の媒介者として，各グループ内の意見を把握し，これを前提として円卓会議で議論を行うとともに，円卓会議での議論についてグループ内の広範な団体及び個人への説明や啓発，説得に努めるほか，必要に応じ協力を求める。
- 4．政府は，円卓会議と各グループの連絡を円滑化するため，必要に応じ，各グループに所属する団体のうちから連絡団体を指定することができる。連絡団体に指定された団体は，委員候補の選出プロセスの運営を統括するとともに，各グループ選出の委員を補佐してグループ内の団体及び個人との連絡を担う。

- 2．金融セクター委員

- 1． - 1 各項の規定は，金融セクター委員について準用する。

- 3．専門家委員

- 1．専門家委員は，当該専門の事項に関し学識経験若しくは実務経験のある者のうちから，運営委員会の意見も踏まえ政府が委嘱する。

- 4．行政委員

- 1．行政委員は，関係行政機関（地方公共団体を含む）の長又は職員のうちから，規定に示す者



をもって充てる。

- 5 . 公募委員

- 1 . 公募委員は、ワーキンググループについて必要と認められる場合に、運営委員会が団体若しくは個人から公募し、選出した者から、部会長の指名を経て政府が委嘱する。

. 総会

- 1 . 権能

- 1 . 総会は、円卓会議における審議の基本方針、緊急に対応すべき取組並びに協働戦略について審議を行い、円卓会議としての合意形成を行う。
- 2 . 総会は、審議事項に応じ、専門的な検討を行うため、その定めるところ又は規定に基づき、部会を置くことができる。

- 2 . 組織

- 1 . 総会は、事業者団体委員、消費者団体委員、労働組合委員、金融セクター委員、NPO・NGO委員、専門家委員、行政委員で組織する。行政委員を除き、各グループ委員は同数人以内とする。
- 2 . 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることができる。
- 3 . 総会に会長を置く。会長は、会務を総理し、円卓会議を代表する。会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

- 3 . 議事

- 1 . 総会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 . 円卓会議における審議の基本方針に関する議事については、原則として、出席委員全員の同意を得るものとする。
- 3 . 行政に対する政策提言を除く各グループの取組に関する議事については、当該グループより選出された委員の同意をもって決する。
- 4 . 行政に対する政策提言については、会長は行政委員以外の出席委員全員の同意を得るよう努めなければならない。全員の同意を得られない場合には、会長が会議の議論を踏まえた上で、議事を決する。

- 4 . 議事の公開等

- 1 . 会議は、原則として公開とし、傍聴席に相応する人数を傍聴させることができる。ただし、特段の理由があると会長が認めた場合は、理由を明示し、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 2 . 会議資料は、原則として会議において公開する。ただし、特段の理由があると会長が認めた場合は、会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。
- 3 . 委員から文書にて意見が提出された場合、会長が審議にあたって必要と認めたものは、委員会にて配布する。文書にて意見の提出を行う場合、委員は少なくとも1週間前までに、会長に諮った上で他の委員に配布するよう努めなければならない。
- 4 . 発言者名を記載した議事録を、会議終了後おおむね1か月以内に公表する。ただし、特段の

理由があると会長が認めた場合は、理由を明示し、議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。

5. 発言者名を記載しない議事要旨を、会議において公開した会議資料とともに、会議終了後速やかに公表する。

- 5. 参考人等

1. 会長は、必要に応じて、委員以外の学識経験者、事業者、行政機関等に参考人として出席を求めることができる。

2. 委員は、会長の許可を得て、代理の者を出席させることができる。

## . 部会

- 1. 権能

1. 部会は、総会が示す審議の基本方針に従って、緊急に対応すべき取組並びに協働戦略について、専門的な審議を行い、部会としての議決を行う。

2. 部会は、審議事項に応じ、専門的な検討を行うため、その定めるところ又は規定に基づき、ワーキンググループを置くことができる。

- 2. 組織

1. 部会は、事業者団体委員、消費者団体委員、労働組合委員、金融セクター委員、NPO・NGO委員、専門家委員、行政委員で組織する。

2. 部会に部会長を置く。部会長は、部会の事務を掌理する。部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

- 3. 議事

1. 議事に関し、 - 3 第 1 項、第 3 項、第 4 項の規定は部会について準用する。

2. 部会における審議の基本方針に関する議事については、原則として、出席委員全員の同意を得るものとする。

- 4. 議事の公開等

1. 議事の公開等に関し、 - 4 の規定は部会について準用する。

- 5. 参考人等

1. 参考人等に関し、 - 5 の規定は部会について準用する。

## . ワーキンググループ

- 1. 権能

1. ワーキンググループは、部会が示す審議の基本方針に従って、専門的な審議を行い、ワーキンググループとしての議決を行う。

- 2. 組織

1. ワーキンググループの委員は、運営委員会が推薦する者から部会長が指名する。

## . 運営委員会

- 1. 権能

1. 運営委員会は、総会及び部会に対して審議の基本方針の案の提示を行う。
- 2. 組織
  1. 運営委員会は、事業者団体委員，消費者団体委員，労働組合委員，金融セクター委員，NPO・NGO 委員，専門家委員，行政委員で組織する。行政委員を除き，各グループ委員は同数人以内とする。
  2. 組織に関し， - 2 第 2 項の規定は運営委員会について準用する。
  3. 運営委員会に委員長を置き，委員の互選によってこれを定める。委員長は，運営委員会の事務を掌理する。委員長に事故があるときは，あらかじめその指名する委員が，その職務を代理する。
- 3. 議事
  1. 議事に関し， - 3 第 1 項の規定は部会について準用する。
  2. 運営委員会の議事については，原則として，出席委員全員の同意を得るものとする。
- 4. 参考人等
  1. 参考人等に関し， - 5 の規定は運営委員会について準用する。

## ・その他

- 1. 意思決定にあたっての原則
  1. 審議事項の決定並びにその他の意思決定において必要がある場合，以下を尊重することとする。
    - ) 各主体が単独では解決できない課題や，協働によってより大きな成果を得ることができる課題を扱うこと。
    - ) 個別の社会的課題を取り扱う際には，関係者の合意と参加を得ること。
    - ) 将来世代の利益を可能な限り尊重すること。
    - ) 個々の組織の多様性並びに地域や分野ごとの取組を尊重し，補完的な役割や基盤整備に徹すること。
- 2. その他の議事ルール
  1. 議事の円滑な進行や建設的な議論を確保するため，議事にあたっては以下を尊重することとする。
    - ) 審議にあたっては，社会的責任の定義や対象分野に関する国際的な議論の動向との整合性を確保するよう努める。
    - ) 審議を深めるために委員で事例を共有する場合を除き，事件や事故に対する個別組織の具体的な対応を取り上げ，これを批判することはしない。審議を深めるために具体的な事例を取り上げる場合も，議事を非公開とするなど，円卓会議での議論を通じて個別組織が社会の批判を受けることのないよう慎重な対応を行う。
    - ) 意見が対立した場合，それぞれ理由を明示するとともに，受け入れ得る代替案を提示するなど，建設的な議論に向けた誠実な対応を行う。また，建設的な批判を除き，特定の団体や個人に対する誹謗中傷は避ける。そのような発言があった場合，当該発言は議事に残さない。

## 安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議準備委員会

### 開催実績等

#### 第一回 平成 20 年 5 月 16 日 14 : 00 ~ 17 : 00

- ・ 円卓会議準備委員会の開催について
- ・ 安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会における検討状況について
- ・ 安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略について（自由討議）
- ・ 円卓会議の運営のあり方について（自由討議）

（参考人）田中厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官付参事官補佐，永井経済産業省技術環境局基準認証政策課課長補佐，中山環境省総合環境政策局環境経済課課長補佐

#### 第二回 平成 20 年 6 月 5 日 10 : 00 ~ 13 : 00

- ・ 円卓会議のあり方について

（参考人）田中厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官付参事官補佐，藤代経済産業省技術環境局基準認証政策課課長補佐

#### 第三回 平成 20 年 6 月 19 日 10 : 00 ~ 13 : 00

- ・ 円卓会議のあり方について

（参考人）田中厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官付参事官補佐，藤代経済産業省技術環境局基準認証政策課課長補佐，中山環境省総合環境政策局環境経済課課長補佐

# 安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議準備委員会

## 委員等名簿

### 1. 委員

倉津 一壽	東京商工会議所中小企業部主任調査役
斎藤 仁	社団法人日本経済団体連合会社会第二本部長
田幸 大輔	社団法人経済同友会企画・政策調査マネジャー
下谷内富士子	社団法人全国消費生活相談員協会理事長
古谷由紀子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任理事・消費者志向マネジメントシステム特別委員長
山内 明子	日本生活協同組合連合会組織推進本部長
加来 栄一	日本労働組合総連合会社会政策局長
熊谷 謙一	日本労働組合総連合会 経済政策局長
中村 善雄	UIゼンセン同盟常任中央執行委員政策局長
関 正雄	株式会社損害保険ジャパンCSR・環境推進室長
山本 卓	企業年金連合会年金運用部株式グループリーダー チーフ・ファンドマネジャー
黒田かをり	CSOネットワーク共同事業責任者
田尻 佳史	特定非営利活動法人日本NPOセンター理事・事務局長
早瀬 昇	社会福祉法人大阪ボランティア協会理事・事務局長
高 巖	麗澤大学大学院国際経済研究科教授
谷本 寛治	一橋大学大学院商学研究科教授
松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
水口 剛	高崎経済大学経済学部教授
岩崎 修	内閣府国民生活局企画課長

...委員長

### 2. 事務局

佐藤 正弘	内閣府国民生活局企画課課長補佐
近藤 正堂	内閣府国民生活局企画課政策調査員